

した又は変更する場合における届出に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条の二第二項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十三項中「第十六項、第十九項及び第二十一項第三号」を「第十八項、第二十一項及び第二十三項第三号」に、「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第九項の」を「第十項の」に、「第十項の」を「第十一項の」に、「第五条の二第九項又は第十項」を「第五条の二第十一項又は第十二項」に、「同条第五項第四号」を「同条第七項第四号」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第九項」を「第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第二号中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第九項」を「第十九項」に、「第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第九項」を

「第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第六項とし、同条第十三項中「第八項及び第十一項」を「第十項」に、「を提出する者が当該申告書を提出する場合について」を「の提出並びに同項に規定する届出書及び組合契約書等の写しの提出について、第十三項の規定は、前項に規定する申告書の提出について、それぞれ」に、「第八項中」を「第十項中」に、「又は第二号」を「若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」に、「第十二項」を「第十四項」に、「が同項第一号」を「若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写しが第一項第一号」に改め、「又は振替国債所有期間明細書」の下に「振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」を加え、「同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号口」を「同項第二号イ若しくは口」に改め、「同項に規定する申告書」の下に「又は届出書及び組合契約書等の写し」を加え、「又は当該」を「若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写し又は当該」に、「若しくは当該振替地方債所有期間明細書」を「振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」に改め、「申告書」の下に「又は届出書及び組合契約書等の写し」を加え、「第十一項中」を「第十三項中」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「提出した者」の下に「又は組合等届

出書を提出した業務執行者等」を加え、「又は住所」を「若しくは住所」に改め、「変更をした場合」の下に「又は当該組合等届出書に記載した第四項の組合若しくは信託の名称、当該組合若しくは信託に係る業務執行者等の氏名若しくは名称若しくは住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合」を加え、「その者は」を「これらの者は」に、「当該非課税適用申告書を」を「当該非課税適用申告書又は当該組合等届出書を」に、「その者の氏名又は」を「当該非課税適用申告書を提出した者の氏名若しくは」に改め、「記載した申告書」の下に「又はその変更をした後の当該組合若しくは信託の名称その他の財務省令で定める事項を記載した届出書及び組合契約書等の写し」を、「当該申告書」の下に「又は当該届出書及び組合契約書等の写し」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二十二項」を「第二十四項」に、「とみなす」を「と、業務執行者等は、その支払を受けるべき利子につき第四項第二号の規定による組合等所有期間明細書の提出をしたものと、それぞれみなす」に、「同項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二十一項」を「第二十三項」に、「とみなす」を「と、業務執行者等は、その支払を受けるべき利子につき第四項第二号の規定による組合等所有期間明細書の提出をしたものと、それぞれみなす」に、「同項の」を「第一項の」に

改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「又は第二号」を「若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」に改め、「非課税適用申告書」の下に「若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写し」を加え、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、「又は振替国債所有期間明細書」の下に「振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」を、「同項第二号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロに規定する税務署長に提出されたとき」を削り、「若しくは当該振替地方債所有期間明細書」を「振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項第四号」を「第七項第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項第三号中「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項、第十六項、第十九項、第二十一項若しくは第二十二項」を「第十七項、第十八項、第二十一項、第二十三項若しくは第二十四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第五条の二第三項後段」を「第五条の二第五項後段」に、「又は第三項後段」を「又は第五項後段」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「要件」の下に「(当該非居住者が前項の組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、第一項各号及び前項各号に掲げる要件)」を加え、同項

を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 外国の法令に基づいて設定された信託で所得税法第十三条第三項第一号に規定する退職年金等信託に類するもの（同条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次項において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託（次項において「受益者等課税信託」という。）に該当するものに限る。）のうち、当該外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの（以下この項及び次項において「外国年金信託」という。）の信託財産につき生ずる振替国債又は振替地方債の利子については、当該外国年金信託の受託者が当該利子の支払を受けるものとして、第一項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「収益及び費用は」とあるのは、「収益（租税特別措置法第五条の二第三項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子を除く。）及び費用は」とする。

- 4 第一項の規定は、非居住者又は外国法人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この項において「組合

契約」という。)に係る同法第六百六十八条に規定する組合財産(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「組合財産」という。)又は信託(受益者等課税信託に限り、外国年金信託を除く。以下この項及び第十四項において同じ。)の信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、当該非居住者又は外国法人が第一項各号に掲げる要件を満たしており、かつ、当該組合契約に係る組合の業務を執行する者又は当該信託の受託者(以下この項、第十一項、第十二項及び第十四項において「業務執行者等」という。)が次に掲げる要件を満たしている場合に限り、適用する。

一 当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき第一項の規定の適用を受けようとする際、当該業務執行者等が、当該組合又は当該信託の名称、当該業務執行者等の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類(第十項及び第十四項において「組合等届出書」という。)並びに当該組合契約に係る組合契約書又は当該信託に係る信託契約書の写し(第十項、第十四項及び第十五項において「組合契約書等の写し」といいう。)を、第一項第一号の規定に準じて同号の特定振替機関等を経由し、又は同号の適格外国仲介業

者及び特定振替機関等を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

一 当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該業務執行者等が、当該組合契約を締結している組合員又は当該信託の受益者等の当該振替国債又は振替地方債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第十項から第十二項までにおいて「組合等所有期間明細書」という。）を、第一項第二号イの規定に準じて同号イの特定振替機関等を経由し、若しくは同号イの適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由し、又は同号ロの規定に準じて同号ロの特定振替機関等及び利子の支払をする者を経由し、若しくは同号ロの適格外国仲介業者及び特定振替機関等並びに利子の支払をする者を経由してその利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

第五条の三第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「受けるもの」の下に「又は第五項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるものとされるもの」を加え、同条第三項中「要件」の下に「（当該非居住者が前条第四項の組合財産又は信託財産に属する特定

振替社債等につき支払を受ける利子については、第一項各号及び第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件)」を加え、同条第四項第三号中「前条第五項第二号」を「前条第七項第二号」に改め、同項第四号中「前条第五項第三号」を「前条第七項第三号」に改め、同項第七号中「前条第五項第六号」を「前条第七項第六号」に改め、同項第八号中「前条第五項第七号」を「前条第七項第七号」に改め、同項第九号中「前条第五項第八号」を「前条第七項第八号」に改め、同条第五項中「前条第二項、第四項、第六項から第八項まで、第十項から第二十項まで及び第二十一項」を「前条第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第十二項から第二十二項まで及び第二十四項」に改め、同項の表前条第二項の項の次に次のように加える。

前条第三項	第一項の	次条第一項の
	同条第一項中	同法第十三条第一項中
第五条の二第三項		第五条の三第五項(振替社債等の利子の課税の特例)において準用する同法第五条の二第三項
同項に規定する振替国		同法第五条の三第一項に規定する特定振替社債

債又は振替地方債

等

一八四

第五条の三第五項の表中

前条第四項	第一項及び前項	次条第一項及び第三項
	第五条の一第三項後段	第五条の三第三項後段
	第五条の一第一項の	第五条の三第一項の
第五条の二第一項又は 第三項後段	第五条の二第一項又は 第三項後段	第五条の三第一項又は 第三項後段
第一項の 第一項各号	次条第一項の 同条第一項第一号	次条第一項及び 次条第一項各号
第一項第一号		
第一項第二号イの規定 に準じて同号イの特定 振替機関等を経由し、 若しくは同号イの適格	次条第一項第二号の 替機関等及び利子の は同号	

第三項後段

三

規定に準じて同号の特定振
支払をする者を経由し、又

に改め、同表前条第六項の項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、

項	
段	

は第三項後段

同表前条第七項の項中「前条第七項」を「前条第九項」に、「第五項第四号」を「第七項第四号」に改

前条第八項	
第一項第一号又は第二号	次条第一項第一号又は第二号
振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する書類（以下この定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細	同項第二号に規定する書類（以下この十項において「所有期間明細書」とい
め、同表中	同号

書が同号口

振替国債所有期間明細書

所有期間明細書

書若しくは当該振替地

方債所有期間明細書

前条第十項

第一項第一号若しくは

次条第一項第一号若しくは

第一項第一号に

同条第一項第一号に

項及び第
う。）が又は振替国債所有期間
明細書、振替地方債所又は同項第二号に規定する書類（以
び第十二項において「所有期間明細

有期間明細書

う。）

同項第二号イ若しくは

同号

口

当該振替国債所有期間

当該所有期間明細書

明細書、振替地方債所
有期間明細書

下この項及
書」とい

に改め、同表前条第十項の項中「前条第十項」を「前条第十二項」に、

振替地方債所有
細書

期間明 所有期間明細書

振替地方債所有期間明細書

第一項の 同条第一項の

に改め、同表前条第十二項の項中「前条第十二項」を「前条第十四

項」に改め、同表前条第十三項の項を次のように改める。

前条第十五項	第一項第一号若しくは 第一項第一号に	次条第一項第一号若しくは 同条第一項第一号に
又は振替国債所有期間 明細書、振替地方債所 有期間明細書	又は同項第二号に規定する書類（以下この項及 び第十二項において「所有期間明細書」とい う。）	又は同項第二号に規定する書類（以下この項及 び第十二項において「所有期間明細書」とい う。）
同項第二号イ若しくは 同号		

第一項第一号	次条第一項第一号
当該振替国債所有期間 明細書、振替地方債所 有期間明細書	当該所有期間明細書

第五条の三第五項の表前条第二十項の項中「前条第二十項」を「前条第二十二項」に、「第五条の二第九項又は第十項」を「第五条の二第十一項又は第十二項」に、「第五条の二第十項」を「第五条の二第十九項」に、「同条第五項第四号」を「同条第七項第四号」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「第五条の二第十九項」を「第五条の二第二十一項」に改める。

第八条第一項第一号中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削る。

第八条の四第一項第一号中「百分の五」を「百分の三」に改め、同条第三項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改め、「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第八条の五第一項中「の所得金額」の下に「若しくは同法第一百二十二条第三項（同法第一百六十六条にお

いて準用する場合を含む。)に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」を加える。

第九条の三第一号中「百分の五」を「百分の三」に改める。

第九条の四の二第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「この項から第四項まで」を「この項及び次項」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第九条の四の二第五項中「前項」を「第三項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第六項中「第四項」を「第三項及び第四項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に上

場証券投資信託等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

8 第六項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条の八中「第十七項」を「第十六項」に改め、同条第一号中「百分の五」を「百分の三」に改める。

第十条第十項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、「」を「並びに」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した」に改め、同条第十一項中「する年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第十条の二第六項中「第四項」を「同条第四項」に改め、「する年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる平成二十一年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第十条の二の二の見出しを「（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「平成四年四月一日から平成二十四年三月三十日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十日まで」に、「エネルギー需給構造改革推進設備」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等」に、「第一号から第三号まで」を「第一号」に、「第二号」を「同号イ」に、「第四号」を「第二号」に改め、「及び第六項」を削り、「第十一項」を「第九項」に改め、「（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもののうち政令で定めるもの

イ 太陽光、風力その他化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー資源の利用に資する機械その他の減価償却資産

ロ エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第十条の二の二第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同条第二項中「エネルギー需給構造改革推進設備」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第三項中「エネルギー需給構造改革推進設備」を「エネルギー需給構造改革推進設備等」に、「基準取得価額」を「取得価額」に改め、同条第四項中「エネルギー需給構造改革推進設備」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「及び第六項」を削り、「エネルギー需給構造改革推進設備」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中

「、第二項、第六項及び第七項」を「及び第二項」に、「エネルギー需給構造改革推進設備」を「エネル
ギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「確定申告書」の下に「
修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進
設備等の取得価額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明
細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載
されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同項を同条第八項
とし、同条第十一項中「当該翌年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定に
よる」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその
控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削
り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「エネルギー需給構造改革推進設備」を「エネルギー環境負
荷低減推進設備等」に改め、同項を同条第十項とする。

第十条の三第八項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に
「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、

かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該翌年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第十条の四を削る。

第十条の五第一項中「第十条第二項」を「(平成十一年法律第十八号) 第十条第二項」に改め、同条第八項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該各年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関

する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十項中「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同条を第十条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

(雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)

第十条の五 青色申告書を提出する個人（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、平成二十四年から平成二十六年までの各年（平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び次項において「適用年」という。）において、第二号に掲げる要件を満たす場合（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）において、当該個人が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業（他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを除く。第四項において「適用事業」という。）を行つているときは、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、二十万円に当該個人の基準雇用者数を乗じて計

算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十（当該個人が中小企業者（第十条第四項に規定する中小企業者をいう。第二号イにおいて同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 適用年及び当該適用年の前年において、離職者（雇用者であつた者で当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をした者をいう。）がないこと。

二 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 当該個人の基準雇用者数が五人以上（当該個人が中小企業者である場合には、二人以上）であること。

ロ 当該個人の基準雇用者割合が百分の十以上であること。

ハ 当該個人の給与等支給額が当該個人の比較給与等支給額以上であること。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 雇用者 個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するものをいう。

二 基準雇用者数 適用年の十二月三十一日における雇用者の数から当該適用年の前年の十二月三十一

日における雇用者の数を減算した数をいう。

三 基準雇用者割合 基準雇用者数の適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数に対する割合をいう。

四 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（雇用者に對して支給するものに限る。）をいう。

五 給与等支給額 適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第四項において同じ。）をいう。